

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）〔抄〕（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第四条（事業の独占）〔略〕</p> <p>② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。</p> <p>③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>第四条（事業の独占）〔同上〕</p> <p>② 〔同上〕</p> <p>③ 〔同上〕</p> <p>④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。</p>

○郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（第一八九回国会閣法第六二号）〔抄〕

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次条並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条中郵便法第四条第四項を削る改正規定及び附則第五条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>